

(商品概要説明書)

「いしん・くみれんジョイントローン」

(令和2年4月1日現在)

	当組合 (プロパー融資)	全国信用協同組合連合会 (代理貸付)
1. 商品名	・いしん・くみれんジョイントローン	
2. 貸付先	・岐阜県医師会のA会員で当組合の組合員 代表者が岐阜県医師会のA会員で当組合の組合員である法人	
3. 資金使途	・医療事業資金、他行借換資金等	
4. 貸付形式	・証書貸付	
5. 貸付限度	・各々1億7,500万円以内	
6. 貸付期間	・30年以内	・固定10年以内 変動20年以内
7. 弁済方法・ 利払方法	・毎月元金均等割賦弁済 (利息前取り)	・毎月元金均等割賦弁済 (利息後取り)
8. 据置期間	・最長3年間(貸付期間3年以内 据置期間1年以内) (貸付期間5年以内 据置期間2年以内)	
9. 貸付金利	※適用金利は当組合にご確認ください	全国信用協同組合連合会が決定する金利
10. 担保・保証人	※担保は必要に応じてご相談させていただきます ・法定相続人(法人の場合は代表者)	・500万円以内は融資相当額の担保または保証人1名 ・500万円超は融資相当額の担保および保証人1名
11. 条件変更等 手数料	・各々 (1) 全額繰上償還(貸付後3年以内 3,300円) (貸付後5年以内 2,200円) (貸付後7年以内 1,100円) (貸付後7年超 無料) (2) 一部繰上償還(3,300円) (3) その他貸付条件変更(3,300円) ・全国信用協同組合連合会(代理貸付)のみ (4) 変動金利型への移行(3,300円)	
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは下記の窓口をご利用ください。 【窓口：岐阜県医師信用組合業務部】058-274-1118 受付日 月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日および金融期間の休業日は除く)	

	<p>受付時間 9時～17時</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777）</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記岐阜県医師信用組合業務部または下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用できます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>【窓口】</p> <p>一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所</p> <p>受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間 9時～17時</p> <p>電話 03-3567-2456</p> <p>住所 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1 （全国信用組合会館内）</p> <p>東海地区しんくみ苦情等相談所</p> <p>受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および12月29日～1月3日は除く）</p> <p>受付時間 9時～12時、13時～16時30分</p> <p>電話 052-451-2110</p> <p>住所 〒453-0015 名古屋市中村区椿町 3番 21号 信用組合会館 4階</p>
13. 備考	※審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。